

厚岸町規則第2号

厚岸町職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年1月25日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

厚岸町職員の給与の支給に関する規則（平成22年厚岸町規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「職員の給与に関する条例」を「厚岸町職員の給与に関する条例」に改める。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第2条関係）

給与の口座振込等 申 出 書  
変更申出

年 月 日提出

任命権者		様	
所属	職員番号		
	フリガナ		
	氏 名		印

給与の口座振込等について次のとおり申し出ます。

記

支給区分	1 全額振込 2 振込現金併用	
振込先 1	金融機関の名称	
	預金・貯金の種類	1 普通 2 当座

	店番号	口座番号
	振込金額	1 全部 2 一部
振込先 2	金融機関の名称	
	預金・貯金の種類	1 普通 2 当座
	店番号	口座番号
	振込金額	一部
		変更 百 十 万 千 百 十 円 万 万
	給与	
	期末・勤勉手当	
一部現金 支給額		変更 百 十 万 千 百 十 円 万 万
	給与	
	期末・勤勉手当	
振込開始時期等	年 月分から 1 開始 2 一部変更 3 全額現金支給 4 その他の変更 ( )	

※振込先を登録及び追加する場合は、その金融機関の情報がわかる書類（通帳は又はカードのコピー）を提出してください。

※振込先2の金額と一部現金支給額を合わせた残りの額については、振込先1の金融機関に全額振り込まれます。

※給与改定に伴う差額については、振込先1の金融機関に全額振り込まれます。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。